

財団法人 日本美術刀剣保存協会寄附行為

昭和 23 年 2 月 24 日制定

昭和 58 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 7 月 26 日改正

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は財団法人日本美術刀剣保存協会と称する。

第 2 条 本会は事務所を東京都渋谷区代々木 4 丁目 25 番 10 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、美術工芸品として価値のある刀剣類の保存及び公開並びに無形文化財として日本刀の鍛造技術・研磨技術・刀装製作技術等の保存向上、及び日本刀の製作に必要な材料の確保を図るとともに、これらに関する調査研究と鑑賞指導を行い、我が国の文化の普及と文化財の保護に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 前条に該当する刀剣類の台帳を作製すること。
- (2) 刀剣博物館を管理・運営し、刀剣類の保存及び公開を行なうこと。
- (3) 刀剣類に関する研究会、展覧会、講習会等を開催すること。
- (4) 刀剣類の鍛練、研磨及び刀装具の作成についての指導・助言並びに修理についての斡旋を行なうこと。
- (5) 刀剣製作に必要な材料である玉鋼の確保のため、鉦区をもうけ砂鉄の採取を行い、“たたら”による玉鋼の製造を行うとともに、その製造技術の後継者養成を行うこと。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 3 章 資産及び会計

第 5 条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 会費

- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 寄附金と助成金

第6条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第7条 本会の基本財産はこれを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることが出来ない。

ただし、理事会及び評議員会の3分の2以上の決議を経て、文部科学大臣の承認を得ればその一部を処分し又は担保に供することが出来る。

第8条 本会の資産の管理方法は、理事会においてこれを定め、会長がこれを管理する。

ただし基本財産は、国債証券又は确实なる有価証券を買入れ、若しくは郵便管署、又は确实なる銀行、又は信託会社に預け入れることを要する。

第9条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

本会の事業報告及び決算は毎事業年度終了後会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。収支決算に収支差額があるときは理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

予算及び決算に関する事項は、あらかじめ評議員会の意見を徴するものとする。

第10条 本会の経費は基本財産より生ずる果実、及びその他の資産をもってこれを支弁する。

第11条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第12条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たに義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 会 員

第14条 本会に会員を置く。会員は刀剣類の所持者又は本会の趣旨に賛同して事業を援助する者とする。

会員に関する規定は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第5章 名誉総裁、役員、評議員等

第15条 本会に、名誉総裁を置くことができる。

名誉総裁は、理事会及び評議員会の議決によりこれを推戴する。

第16条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内(会長及び専務理事各1名並びに常務理事5名以内を含む。)
- (2) 監事2名

第17条 理事及び監事は、評議員会で選出する。

理事は互選で会長、専務理事、及び常務理事を定める。

特定の理事とその親族、その他特別の関係にある者の合計数は理事現在数の3分の1を超えてはならない。

理事及び監事は相互に兼ねることが出来ない。

第18条 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。

専務理事は会長を補佐して会務を掌理するとともに、会長事故あるときはその職務を代行する。

常務理事は、会長及び専務理事を補佐し、会務を分掌し、会長があらかじめ指名した順位により会長及び専務理事が事故あるときはその職務を代行し、会長及び専務理事が欠けたときは、その職務を行う。

理事は、理事会を組織し、寄附行為所定の事項を審議する。

監事は民法第59条の職務を行う。

第 19 条 理事・監事は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ現在数の 3 分の 2 以上の議決により、会長がこれを解任できる。なお、委任による表決はこれを認めない。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 21 条 本会に、評議員 50 名以上 60 名以内を置く。

評議員は、会員の中から理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。特定の評議員とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は評議員の現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

評議員は役員を兼ねることはできない。

評議員は評議員会を組織し、寄附行為所定の事項を審議する。

前条の規定は、評議員についてこれを準用する。

第 22 条 理事、監事及び評議員の任期は 2 年とする。

ただし重任を妨げない。補欠又は増員により就任した役員及び評議員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 23 条 本会に顧問を置く。

顧問は理事会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

顧問は本会の業務に関し会長の諮問に応ずる。

第 24 条 本会の事務処理をするために必要な職員を置く。

職員は、会長がこれを命免する。

職員に関する規程は別にこれを定める。

第 6 章 会 議

第 25 条 会議は理事会と評議員会とする。

理事会の議長は会長がこれに当る。

評議員の議長は評議員会において互選する。

第26条 理事会は毎年2回以上、会長がこれを招集する。ただし理事現在数の3分の1以上の要求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。

第27条 理事会に附議する主な事項は次のとおりである。

- (1) 寄附行為に規程された事項
- (2) 寄附行為の変更に関する事項
- (3) 解散に関する事項

第28条 評議員会は、毎年2回以上会長がこれを招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上の要求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

第29条 評議員会に附議する主な事項は次の通りである。

- (1) 寄附行為に規程された事項
- (2) 寄附行為の変更に関する事項
- (3) 解散に関する事項
- (4) 前各号の他理事会において必要と認めた事項

第30条 会議は各役員の2分の1以上出席しなければ開くことが出来ない。出席することの出来ない理事又は評議員は他の理事又は評議員に委任して表決数に加わることが出来る。

この場合これを出席者とみなす。

第31条 会議は出席者の過半数でこれを決する。

可否同数のときは議長がこれを決する。

第32条 次の事項については、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の同意議決を経、1については文部科学大臣の認可を、2及び3については文部科学大臣の許可を受けなければならない。

- (1) 寄附行為の変更に関する事項
- (2) 解散に関する事項
- (3) 解散の場合における残余財産の処分に関する事項

前項各号の残余財産の処分については、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 33 条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び当該会議において選出された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 7 章 補 則

第 34 条 事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支決算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類及び役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

第 35 条 本寄附行為の施行に関し必要な細則は理事会の議決を経て会長が別にこれを定める。

第 36 条 本会は、地方又は外国に支部を置くことが出来る。

2 支部に関する規程は別にこれを定める。

第 37 条 本会設立当初の理事及び監事は次の通りである。

(1) 理 事

細 川 護 立	富士川金二	玉利三之助
本 間 順 治	佐 藤 貫 一	遠 山 孝

(2) 監 事

石 黒 俊 夫 板 屋 胤 雄 関 潔

この寄附行為は文部科学大臣の認可のあった日（平成17年7月26日）から施行する。